

1 各改正案比較表

(1) 脳死判定及び脳死者からの臓器の摘出等について

	現行法	中山案 (A案)	石井案 (B案)	金田案 (C案)	根本案 (D案)
脳死の定義	○脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止すること	○現行法と同じ	○現行法と同じ	○脳幹を含む脳全体のすべての機能が不可逆的に喪失すること	○現行法と同じ
脳死判定・臓器摘出の要件	○本人の生前の文書による意思表示があり、家族が拒否しない又は家族がいないこと	○本人の生前の文書による意思表示があり、家族が拒否しない又は家族がいないこと (又は) ○本人の意思が不明(拒否の意思表示をしていない場合)であり、家族の書面による承諾があること ¹⁾	○現行法と同じ	○本人の生前の文書による意思表示があり、家族が拒否しない又は家族がいないこと (かつ) ○脳の器質的な障害により、深昏睡の状態及び自発呼吸が消失した状態と認められること ²⁾ (かつ) ○原疾患に対するすべての治療を行った上で回復の可能性がないと認められること ²⁾	(15歳以上の場合) ○現行法と同じ (15歳未満の場合) ○本人が拒否していないこと (かつ) ○家族の書面による承諾があること (かつ) ○病院等において、家族に対する説明が不適切、家族による虐待の疑いがある等の移植医療の適正を害するおそれがある旨の確認がされていること
臓器提供の年齢要件	○意思表示ができる年齢を15歳以上とするガイドライン ³⁾ により15歳未満の者からの移植不可	○制限なし	○12歳以上の者の意思表示を有効とする	○現行法と同じ	○15歳以上の者の意思表示を有効とする ○15歳未満の場合、拒否の意思表示は可能
親族に対する臓器の優先提供	—	○優先提供を認める(書面による)	○優先提供を認める(書面による)	—	—

注：1) 本人について、臓器提供の意思が不明であり、かつ、脳死判定の意思が不明(拒否の意思表示をしていない場合)であって、家族がいない場合は脳死判定はできない。

2) 現行法における「臓器の移植に関する法律施行規則」において脳死判定について同様の規定がある。

3) 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)

(2) 臓器移植に係るその他の事項について

	現 行 法	中 山 案 (A 案)	石 井 案 (B 案)	金 田 案 (C 案)	根 本 案 (D 案)
子どもの臓器移植への対応	(15歳未満不可)	(子どもの移植可) ○虐待を受けて死亡した児童から臓器が提供されないよう適切に対応	(12歳以上可)	(現行法と同じ) ○子どもの自己決定及び親の関与が認められる範囲、被虐待児からの臓器等の摘出を防止するために広く国民の意見を求めつつ検討すること	(子どもの移植可) ○虐待を受けて死亡した児童から臓器が提供されないよう医療機関が確認することを規定
普及・啓発活動等	—	○運転免許証等への意思表示の記載を可能にする等の施策	○学校、家庭等での教育の充実を図る ○運転免許証等への意思表示の記載を可能にする等の施策	—	○運転免許証等への意思表示の記載を可能にする等の施策
記録の保存期間	○5年間	○現行法と同じ	○現行法と同じ	○20年間 (生体・組織移植も含む)	○現行法と同じ
移植術を受けた者等の健康状態の把握	—	—	—	○国は、移植術後の健康状態等を把握できるように必要な措置を講ずる	—
検視等の制度に関する検討	—	—	—	○検視等が行われるときにおける死亡原因・死亡状況等の究明を適切に行う方策について速やかに検討	—
検証の実施	—	—	—	○国は、意思表示の有効性、脳死判定の適正性等、移植術後及び摘出後の健康状態等の調査・分析を通じて、適正な移植医療の確保を図るための検証を実施	—

(3) 生体移植及び組織移植について（ガイドラインとC案の比較）

※ 現行法においては、臓器売買の禁止を除き生体移植及び組織移植についての特段の規定はないが、これらについては、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）で定めている。また、A案、B案及びD案においては、生体移植等について法規制を行う規定は設けられていない。

	ガイドライン	金田案 (C案)
生体移植	<ul style="list-style-type: none"> ○臓器提供の申出は任意になされ、他からの強制でないことを、家族や移植医療に関与する以外の者が確認すること ○臓器提供者（ドナー）に対して臓器提供に伴う危険性を説明し、書面で提供の同意を得ること ○ドナーが移植を受ける者の親族の場合は、親族本人であることと親族関係を公的証明書により確認すること ○親族以外の第三者から臓器提供される場合は、院内の倫理委員会で個別に承認を受けること ○病腎移植については、臨床研究に限られること 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定臓器移植（生体移植）は、厚生労働省令で定める基準を満たした医療機関において実施可能 ○ドナーは移植対象者の親族（配偶者又は二親等以内の血族）に限定 ○ドナーは提供意思を書面により表示していること ○臓器の摘出により生命・身体に重大な影響がないことについて、2人以上の医師の判断が一致していること ○医師は、親族に対して臓器の摘出が生命及び身体の機能等に与える影響等を十分理解できるように説明
組織の摘出	<ul style="list-style-type: none"> ○遺族等に対して十分な説明を行い、書面による承諾を得ることが運用上適切としている 	<ul style="list-style-type: none"> ○本人が生存中に提供意思を書面により表示している場合であって遺族が提供を拒否しない又は遺族がいない場合に可能 <p>（ただし、脳死した者の身体からの摘出は不可）</p>
摘出された臓器の研究目的への転用	<p>— (ガイドラインにおいても特段の規定はない)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○生存中に臓器等が研究のために使用されることを承諾する意思を書面により表示

2 中山太郎君外 5 名提出、第164回国会衆法第14号（A案）関係

(1) A案の概要

1 臓器摘出の要件の改正

移植術に使用するために臓器を摘出することができる場合を次の①又は②のいずれかの場合とする。

- ① 本人の書面による臓器提供の意思表示があった場合であって、遺族がこれを拒まないとき又は遺族がないとき（現行法での要件）。
- ② 本人の臓器提供の意思が不明の場合であって、遺族がこれを書面により承諾するとき。

2 臓器摘出に係る脳死判定の要件の改正

移植に係る脳死判定を行うことができる場合を次の①又は②のいずれかの場合とする。

- ① 本人が、
 - A 書面により臓器提供の意思表示をし、かつ、
 - B 脳死判定の拒否の意思表示をしている場合以外の場合であって、家族が脳死判定を拒まないとき又は家族がないとき。
- ② 本人について
 - A 臓器提供の意思が不明であり、かつ、
 - B 脳死判定の拒否の意思表示をしている場合以外の場合であって、家族が脳死判定を行うことを書面により承諾するとき。

3 親族への優先提供

臓器提供の意思表示に併せて、書面により親族への臓器の優先提供の意思を表示することができることとする。

4 普及・啓発

国及び地方公共団体は、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

5 検討

政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、移植医療に従事する者が児童に対し虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 石井啓一君外1名提出、第164回国会衆法第15号（B案）関係

(1) B案の概要

1 臓器摘出に関する意思表示に係る年齢要件の明記

臓器提供の意思表示について、12歳以上の者が行った場合に有効なものとして取り扱うよう法律に明記する。

2 親族への優先提供

臓器提供の意思表示に併せて、書面により親族への臓器の優先提供の意思を表示することができることとする。

3 教育の充実・普及・啓発

国及び地方公共団体は、学校、家庭その他の様々な場を通じて移植医療に関する教育の充実を図るとともに、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

4 金田誠一君外2名提出、第168回国会衆法第18号（C案）関係

(1) C案の概要

1 脳死の定義の改正

「脳死」の定義を「脳幹を含む脳全体のすべての機能が不可逆的に喪失すること」に改める。

(※) これに伴い、脳死判定基準（省令事項）に「脳血流及び脳代謝の途絶」を追加することとなる。

2 脳死判定を開始することができる要件の明記

医師が法的脳死判定を開始することができる場合を、次の①～③のいずれも満たしている場合とする。

- ① 深昏睡の状態及び自発呼吸を消失した状態と認められること。
- ② 器質的脳障害の原因となる疾患（原疾患）が確実に診断されていること。
- ③ 原疾患に対して行い得るすべての適切な治療を行った上で回復の可能性がないと認められること。

3 組織の摘出及び移植に関する規制

医師は、生存中に死体からの組織を提供する意思を書面により表示している者の死体（脳死を除く）から、遺族が拒まないとき等において、組織の摘出及び移植を行うことができる。

4 生体からの特定臓器の摘出及び当該臓器の移植

医師は、移植対象者の親族（配偶者および二親等以内の血族に限る）で肺等の臓器を提供する意思を書面により表示している者から、所要の基準を満たした医療機関が承認する場合に、摘出することができる。

5 臓器等の摘出及び移植に関する検証

国は、臓器提供の意思表示の有効性、移植術の必要性等の調査及び分析を行い、適正な移植医療の確保を図るための検証を行う。また、当該検証を行う機関の設置その他これらの検証に関し必要な事項については、別に法律で定める。

6 研究目的への転用

死亡した者が生存中に、摘出された臓器等であって未使用の臓器等が研究目的で使用されることを承諾する意思を書面により表示しているときは、医師等は、所要の基準を満たした施設の承認があった場合に限り、研究目的で使用できる。

7 子どもからの臓器等の摘出及び移植に関する検討

子どもについての臓器等の移植に関する制度については、次に掲げる事項を含めて多様な分野の専門家その他広く国民の意見を求めつつ検討を加える。

当該検討に当たっては、児童の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、子どもの人権の保障に配慮されなければならない。

- ① 臓器等の移植に関し子どもの自己決定及び親の関与が認められる範囲
- ② 子どもについての脳死判定基準
- ③ 虐待を受けた子どもからの臓器等の摘出を防止するために有効な仕組みの在り方

5 根本 匠君外 6 名提出、衆法第 30 号（D 案）関係

(1) D 案の概要

1. 臓器摘出の要件の改正

- (1) 臓器提供の意思表示について、15歳以上の者が行った場合に有効なものとして取り扱うよう法律に明記する。[現行と同じ。]
- (2) 現行法において臓器摘出が認められる場合のほか、死亡した者が15歳未満の者である場合において、当該者が臓器提供を拒否する意思表示をしているとき以外のときであって、
 - ① 遺族が臓器摘出を書面により承諾し、かつ、
 - ② 臓器摘出が行われる医療機関において、当該者の遺族に対する当該臓器の摘出に関し必要な事項についての説明が不適切であったこと、当該者に対するその遺族による虐待が行われた疑いがあることその他の移植医療の適正を害するおそれのある事実がない旨の確認がされているときに、移植術に使用するために臓器を摘出することができることとする。

2. 臓器摘出に係る脳死判定の要件の改正

現行法において移植に係る脳死判定の実施が認められる場合のほか、本人が、15歳未満である場合であって、臓器提供の拒否の意思表示をしているとき以外のときであり、かつ、脳死判定の拒否の意思表示をしているとき以外のときにおいて、

- ① 家族が脳死判定を書面により承諾し、かつ、
- ② 脳死判定が行われる医療機関において、当該者の家族に対する当該脳死判定及び当該臓器の摘出に関し必要な事項についての説明が不適切であったこと、当該者に対するその家族による虐待が行われた疑いがあることその他の移植医療の適正を害するおそれのある事実がない旨の確認がされているときに、

移植に係る脳死判定を行うことができることとする。

3. 普及・啓発

国及び地方公共団体は、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

4. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行する。

5. 検討

改正後の臓器移植法（以下「新法」という。）による臓器の移植については、この法律の施行後3年を目途として、臓器の移植に関する国民の意識の変化を踏まえ、新法の施行の状況を勘案し、その全般について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。